

平成27年10月7日制定

令和3年12月1日改定

公益社団法人愛知県臨床検査技師会 生涯教育関係内規

公益社団法人愛知県臨床検査技師会（以下「愛臨技」という）が一般社団法人日本臨床衛生検査技師会（以下「日臨技」という）生涯教育研修制度を履行する場合は、以下のとおりとする。

1 研修事業開催に当たっての留意点

- (1) 「日臨技生涯教育研修制度ガイドライン」が熟知されている。
- (2) 愛臨技会員および県民に広く広報された研修事業である。
- (3) 愛臨技会員なら誰でも参加できるよう、開かれた研修事業である。

2 愛臨技が認める日臨技生涯教育履修は次の団体の開催による学会・研究会・研修会・講演会等（以下「研修事業」という）とし、履修認定のための参加者の履修入力を次のとおりとする。

- (1) 日臨技、愛臨技および愛臨技を除く都道府県技師会（以下「他技師会」という）が開催する研修事業。
 - ① 日臨技主催は日臨技が処理する。
 - ② 都道府県合同開催または日臨技中部圏支部の開催で、愛知県が担当の場合は愛臨技が処理する。
- (2) 関連学会・団体が開催する研修事業
 - ① 「自己申告書」による対応を基本とする。
- (3) 愛臨技および日臨技の登録団体が開催する研修事業
 - ① 愛臨技登録団体が愛知県で開催の場合は愛臨技の指示のもとに処理する。
 - ② それ以外は「自己申告書」または日臨技および他技師会が処理する。
- (4) 愛臨技と他団体との共催、日臨技および他技師会との共催で開催する事業
 - ① 愛臨技との共催は愛臨技会員のみ愛臨技の指示のもとに処理する。
 - ② それ以外は日臨技および他技師会が処理する。

愛臨技が履修入力する際は、

- イ) 学術部関連事業（登録団体開催事業等）は「愛臨技生涯教育研修申請書」および「日臨技生涯教育登録用紙」を事務所に送付し、学術担当副会長および学術部長が確認後、事務所にて登録、入力および書類の管理を実施する。
- ロ) 地区関連事業は地区理事より「日臨技生涯教育研修登録用紙」と内容の分かる書類（らぼ原稿等）を渉外部門担当理事に提出する。渉外部門担当理事に

て行事登録を行い、参加登録、入力および書類の管理を地区理事が行う。

ハ) 愛臨技研究班事業は各研究班生涯教育委員が登録、入力および書類の管理を責任持って実施する。なお、教科・点数の確認は学術部長が行うため「らぼニュース原稿」（事業番号、カリキュラムコード、教科、点数を記載すること）を学術部長に送付する。

3 愛臨技登録団体による研修事業について

- (1) 関連団体および日臨技登録団体以外の団体が愛知県で研修事業を開催し、日臨技生涯教育履修認定を受ける場合は愛臨技の団体登録をしなければならない。
- (2) 団体登録を受ける場合、次の条件を満たしていること。
 - ① 学術研鑽を目的としている。
 - ② 愛臨技または日臨技会員であればだれでも参加でき、愛臨技会員および県民に広く広報されている。
 - ③ 団体の事務局および代表者がメーカー、販売会社または卸会社等（以下「メーカー等」という）の関係団体およびそれらの関係者（関係業者等という）ではない。
 - ④ 団体の運営費（会場費を含む）の1/2以上を関係業者等以外の参加者・会員（一般会員という）が負担している。
 - ⑤ 当該団体の研修事業開催に関連しての飲食にかかる費用は実費相当を一般会員から徴収している。
 - ⑥ 会計は公開されていることが望ましい。公開されていない場合、愛臨技会長の求めにより会計内容を理事会に報告するものとする。
 - ⑦ 研修事業は1年に1度以上定期的で開催し、30人程度以上の参加者が見込める。
 - ⑧ 団体の組織および学術活動が3年以上継続しているか、継続が予測される。
 - ⑨ 団体登録のため「日臨技生涯教育制度 愛臨技登録団体申請書」（以下「登録申請書」という）を研修事業開催の4ヶ月以上前に愛臨技会長へ提出しなければならない。
- (3) 登録の認可は理事会にて行なう。
認可しない場合はその理由を明示する。
- (4) 研修事業の広報手段として開催案内を会報「らぼニュース」に掲載しなければならない。掲載は有料とし、次のとおりとする。
 - ① 掲載料金

ア	1/4頁（22文字10行×2列＝20行まで）	: 10,000円
ウ	1/2頁（22文字20行×2列＝40行まで）	: 20,000円
エ	1頁	: 40,000円

地図等を挿入する場合は1頁に限定する。
 - ② 掲載方法
「《愛臨技生涯教育認定登録団体研究会のご案内》」の標題を設け、開催案内文

を載せることとする。

- (5) 登録団体の有効期間は最長3年間とし、3年目の3月31日をもって終了とする。
ただし、更新は妨げないものとするが、「登録申請書」を再度提出しなければならない。
 - (6) 期間中に申請内容の変更が生じたときは「日臨技生涯教育制度 愛臨技登録団体申請変更届」を提出する。
- 4 後援、協賛および共催
後援、協賛および共催に関しては、本会「共催・協賛・後援に関する内規」により定める。
- 5 研修事業の開催申請
次の団体が研修事業の開催を予定する場合は「愛臨技生涯教育研修申請書」、「行事の日臨技生涯教育登録用紙」、「開催案内」（会報らぼニュース原稿）を開催の3ヶ月前の月初めまでに関連提出先まで提出する。
- (1) 愛臨技登録団体
 - (2) 関連学会・団体および日臨技登録団体
- 6 研修事業の終了
研修事業の終了後すみやかに次の書類を関連提出先まで提出する。
- (1) 出席者記名用紙
 - (2) 非会員専用記名用紙
 - (3) 活動報告書

付則

本内規は平成28年1月1日から施行する。

2. 本内規の一部（行事の登録、申請手続きなどを修正）を改定し、令和3年12月2日より施行する。